

# 平成22年度保育所運営費国庫負担金における 保育所徴収金基準額表(案)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
第8階層		734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)	101,000円 (保育単価限度)

保育対策等促進事業費補助金 延長保育促進事業  
平成22年度基準額 (案)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保 育 対 策 等 促 進 事 業	<p>1 延長保育促進事業</p> <p>(1) 延長保育推進事業 (基本分) 1 か所当たり年額 4,600,000円</p> <p>(2) 延長保育事業 (加算分) (延長時間により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 事業当たり年額 300,000円 (延長時間30分)</p> <p>1,400,000円 (延長時間1時間)</p> <p>2,200,000円 (延長時間2～3時間)</p> <p>4,600,000円 (延長時間4～5時間)</p> <p>5,400,000円 (延長時間6時間以上)</p> <p>(ただし、(1) 及び (2) とともに事業期間が6か月未満の施設にあっては、該当する1か所(事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする)</p>	延長保育促進事業に必要な経費	1 / 3

# 地方分権改革(保育所の基準関係)について

(参考資料 4)

## ○ 第3次勧告(平成21年10月7日)の内容

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。

(条例委任する場合、国の基準については、原則「参酌すべき基準」とされ、例外的に、「標準」又は「従うべき基準」とすることも可。)

注) 「従うべき基準」：条例は、基準に従わなければならない

「標準」：条例の内容は、地方自治体に「合理的なもの」である旨の説明責任あり

「参酌すべき基準」：基本的には地方自治体の判断で定められる

## ○ 地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市)に委任する。
- ・ 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。
- ・ ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

<「従うべき基準」と整理したもの>

- 保育士の配置基準
- 居室の面積基準(乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡)  
(※ただし、東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として「標準」)
- 保育の内容(保育指針)、調理室(自園調理) など

<「参酌すべき基準」と整理したもの>

- 屋外遊戯場の設置、必要な用具の備え付け、耐火上の基準、保育時間、保護者との密接な連絡 など

→ 法律の改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を平成22年通常国会に提出することを基本とする。

## 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(母子家庭等の在宅就業支援)の概要

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)(抜粋)

(5) 保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

○母子家庭等の在宅就業支援

・仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する。

### 平成21年度第1次補正予算

ひとり親家庭等が仕事と家庭の両立を図りやすい働き方としての在宅就業の推進を図るため、安心こども基金を活用した「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」において、在宅就業の拡大に向けた環境整備を積極的に行う自治体(都道府県・市)に対して、国による審査・採択の上、助成を行う。

### 今回の措置

○都道府県審査分事業の実施(安心こども基金の運用改善)

各都道府県において自治体(都道府県・市)の事業を審査・採択する仕組みを創設し、より多くの自治体の参加を促進することにより、ひとり親家庭等の在宅就業の推進をさらに図る。

# ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実施イメージについて

対象者 : ひとり親【必須】 ただし、寡婦、障害者、高齢者を対象に追加することは可（その場合も、ひとり親を主な対象とする。）

## ITを用いた在宅就業の実践

(1) から (3) について一体的に取り組むものであること（委託実施可。複数自治体が連携して取り組むことも可。）。  
平成 24 年度以降も事業又は在宅就業としての就業の継続が一定程度見込まれること。

### (1) 業務の開拓

#### ① 望まれる業務の内容

- ・子育てとの両立ができるだけの時間の自由度があること。
- ・原則として、以下のいずれかに該当するものであること
  - 業務 A 無理なダブルワーク、トリプルワークの解消につながるレベルの収入（月 6 万円程度）が得られる在宅業務。
  - 業務 B 子どもが小さいため等によりパートが増やせない人が、生活の維持や将来の教育費支出等に備えるレベルの追加収入（月 3 万円程度）が得られる在宅業務。

#### ② 発注者の掘り起こし・官公需の切り出し

- ・既存の就業者を圧迫しないように、新規の業務開拓（民需、官公需）を行うこと。
- ・民需に関し、安定した業務発注のために事業者を組織化、あるいは、既に組織化された事業者集団と提携することも可能。
- ・行政の仕事のアウトソーシングに際しては、地方自治法施行令第 167 条の 2 の活用も可能。

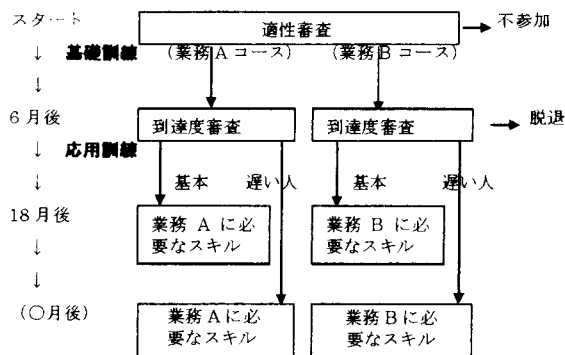
#### ③ 発注者の技術支援

- ・発注者が在宅就業業務を生み出す支援も可能。

### (2) 参加者の能力開発

#### ① 参加者の計画・能力に応じたプログラム

(1) の業務内容を踏まえたプログラムであること。



※ 基金財源の訓練手当は最大 18 月まで。  
基金財源の訓練実施は 24 年 3 月まで。  
24 年 4 月以降実施する場合は自治体で実施（ただし、プログラムは基金財源で開発したものが使用可能）

#### ② 研修の方法・内容

e ラーニングなど在宅研修と集合研修を効果的に組み合わせること。  
各段階で到達度等の審査をおこなうこと。  
内容は、パソコン操作、情報セキュリティ、ビジネスマナー、契約・税務処理など。

#### ③ 訓練手当

訓練手当の期間、金額の上限は以下によるものであること。

##### 業務 A コース

**基礎訓練期間** 1～6 月 月 5 万円（1 日 3 時間の訓練）

**応用訓練期間** 7～18 月 月 2.5 万円（週に 1 日午前午後の訓練）

##### 業務 B コース

**基礎訓練期間** 1～6 月 月 3 万円（1 日 2 時間の訓練）

**応用訓練期間** 7～18 月 月 1.5 万円（2 週に 1 日午前午後の訓練）

応用訓練期間は、在宅就業に従事し、就業収入を得ながら能力開発を実施する。

### (3) 業務処理（受注、在宅就業者への分配、検収、納品、報酬支払い等）の円滑な遂行を確保する仕組み

(1) の業務の内容・発注者、仲介機関等の実情など地域の状況に応じたバリエーションが可能。

#### ① 契約関係に着目すると、仲介機関には、大きく 2 つの形態あり。

- a 型 仲介機関が発注者から業務を請け負い、在宅就業者に再発注。とりまとめて発注者に納品。
- b 型 仲介機関は在宅就業者と発注者間を仲介（あっせん）するのみ。  
また、仲介機関がなく、就業者確保すべてを発注者が行う形態も考えられる。

#### ② 実務に着目すると、個々の就業者へ分配可能な形への加工、成果物の品質確保・検収、データのセキュリティー等について、仲介機関が担う形態や、発注者が担う形態が考えられる。

#### ③ これまでの実例から、在宅就業者を子育て面や精神面も含めて支援する仕組みの工夫が必要。

## ITを用いない他の種類の在宅就業の実践

- ・従来型の内職に代わる新しい在宅就業形態であること
- ・新規の業務開拓を伴うこと
- ・訓練プログラムを備え、優良な就業機会につながるスキルアップが可能なこと
- ・業務の品質管理・相談支援の仕組みを有すること
- ・平成 24 年度以降も事業又は在宅就業としての就業の継続が一定程度見込まれること

### 付帯事業

本体事業（在宅就業の推進）との関係で本体事業費のおおむね 3 分の 1 の範囲で、以下の事業を行うことは可。

- ① 本体事業の参加者（就業・生活）との関係で付加価値を高める事業
- ② 本体事業のインフラを有効利用する事業

## 在宅就業の拡大を図る本事業の社会的意義

### これからの社会のセーフティーネット

- 母子家庭の母については、就業経験が少なかったり、結婚・出産により就業を中断していたことなどにより、就職・再就職に困難を伴うことが多く、就業してもパートなどの不安定な雇用条件にあることが多い。特に最近の厳しい雇用情勢の中、能力開発をはじめとする就業支援の一層の拡充が求められている。
- 家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である「在宅就業」は、家事や子育ての負担を一人で負うことになる母子家庭の母にとっての良質な就業形態として、その確立が期待される。さらに、「在宅就業」は、高齢者や障害者にとっても、生活を向上させる大きな効果が見込まれる。
- 「生活」と「働くこと」に一生懸命な人々を応援するセーフティーネットとして、「在宅就業」の拡大は、普遍的な意義を有する。

## 活力ある社会への貢献

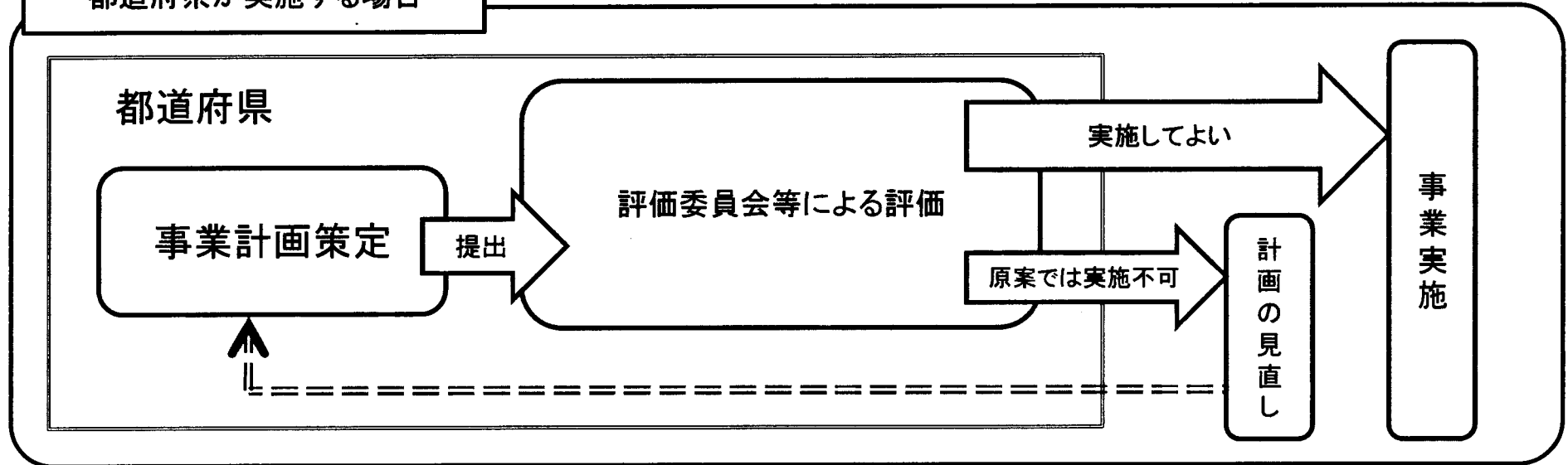
- 少子化が進行する中で、我が国の人的資源をフルに活用し、また、ひとりひとりの能力開発を進めることは、重要な課題である。
- 在宅就業者グループによる起業の例も多く、あるいは、業務の性格上ITの活用と密接な関係のある「在宅就業」は、経済への貢献という点でも、大きな可能性がある。また、通勤の軽減による環境負荷の軽減など、期待は大きい。

## 地域づくり・地域再生への貢献

- 「在宅就業」は、「地域での生活」と「働くこと」の距離を縮める効果があり、地域住民ひとりひとりのつながりを深める。
- また、「在宅就業」は、就業者が家にこもることを意味しない。地域にワークステーションを設ければ、その周りには地域への新しい参加者が集うことになる。
- 「在宅就業」は、地域づくり・地域再生の観点からも、様々な可能性を有している。

# ひとり親家庭等の在宅就業支援事業(都道府県審査分)

都道府県が実施する場合



市が実施する場合

